

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

《令和3年9月16日》  
岡山市消費生活センター



## インターネット（通信販売やSNS）における、小・中学生や高校生が契約者となる相談事例 6月～8月の受付より

### オンラインゲームでの課金相談

- 事例①** 引き落とされた電話料金が高額だったので携帯電話会社に請求先を問い合わせたところ、ゲーム会社であることが分かった。息子が私のスマホでゲームをして高額な課金をしていた。解約して返金してもらうためにはどうしたらよいか？（小学生の保護者）
- 事例②** 私のクレジットカードを無断で使い、オンラインゲーム会社3社から50万円を超えるアイテムを購入していた。**未成年者契約の取り消し**ができないか？（中学生の保護者）

### 定期購入の解約相談

- 事例①** 中学生の息子が親に内緒で500円の除毛クリームを注文し、コンビニで支払った。先日また商品が届き、開封したところ1万円を超える請求書が入っていた。そこで、定期購入と分かったのでキャンセルの電話をかけたが断られたという。息子は、高額な商品を申し込むつもりはなかったと言っている。返品し、解約をしたい。（中学生の保護者）
- 事例②** 無料動画の広告からシャンプーを購入した。初回分はコンビニで支払ったが、2回目を送られてきたので受け取り拒否をした。最近、法律事務所から督促状が届いた。販売業者に電話するがつかまらない。今後の対処法は？（高校生の保護者）

### その他の解約相談

- 事例①** ネット通販で、ブランド2社が共同開発したスニーカー（通常は10万円はするもの）が18,800円と安い値段で掲載されていたので注文した。商品が来て代引きで支払った。開封したところ、明らかに偽物であることが分かった。解約し、返金してもらいたい。当時のサイトはすでにすでに消えていた。今後どうすればよいか？（高校生）

## 未成年者契約の取り消し

民法では「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる」と定められています。ただし、契約を取り消すには要件があり、応じてもらえるかどうかはケースバイケースになり、ゲーム会社、クレジットカード会社や携帯電話会社等との交渉も必要になると思われます。詳しくは、消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター公式LINEで  
最新の消費生活情報をチェック！



### 【相談先】

#### 岡山市消費生活センター

☎ : 086-803-1109

(消費者ホットライン188も可)

来 所 : 岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

受付時間 : 月～金 9時～16時(祝日・年末年始除く)

